

苫小牧市障害者計画の計画期間の取扱いについて

苫小牧市障害者計画は、障害者基本法に基づき策定する障がい者のための施策に関する基本的な計画で、平成19年度から平成23年度までを計画期間としています。

一方、改正障害者基本法が平成23年8月5日に公布・施行されたことに伴い、同法に基づき国が策定する次期障害者基本計画の策定の目標時期が平成24年12月とされています。障害者基本法に定める市町村障害者計画は、国の障害者基本計画や都道府県の障害者計画を基本として地域の状況等を踏まえて策定することとされています。

このため、本市の次期計画は、今後の国や北海道の次期計画の動向を踏まえて策定する必要があり、それまでの間、現行計画の計画期間を延長し、障がい者のための施策を推進します。

